

りましたけれども、確認ですけれども、中国、韓国は CSC のみの加盟について検討しているんですか。そのように政府としては承知しているんですか。

IAEAについての基準等々について中国、韓国がどうのこうのおっしゃっていましたけれどもこの三系統のうちのウイーン条約はIAEAのもとを基にしたというふうに理解しておりますけれども、質問は、中国、韓国はCSCに加盟するところを第一の目標として検討しているというふうに理解してよろしいですか。

○政府参考人（引原毅君） お答え申し上げます  
今すぐ、もう今日、明日にも中国、韓国がCSCに加盟するという段階ではございませんが、例えは中国については、ウイーン条約やパリ条約ではなく、CSCの締結ということを念頭に置いて国内制度の整備を行っている、そういう準備をしているというふうに承知をしております。

○小西洋之君 韓国はどうですか。  
○政府参考人（引原毅君） 韓国について我々が承知しておりますのは、CSCについていろいろな調査、検討をしておるということです。もといますので、ウィーン、パリについては必ずしも我々、十分承知しているわけではございません。  
以上でござります。

○小西洋之君　済みません、もう一度。韓国は、中国と同じようにCSCを第一目標というわけでない理解していいですか。

○政府参考人（引原毅君）韓国について我々が承知しておりますのは、韓国はCSCについての調査、検討をしているということは我々承知しております。それ以上、例えばウイーン条約であるとかパリ条約についてどのような検討を行つてゐるのかいなかということは、正確に承知してゐるわけではございません。

○小西洋之君  
いや、何かそういう答弁でしたら  
その三系統のうちであえて CSC を選ぶことのそ  
の根拠が根底から覆つてしまふよう思ふんです  
けれども。

そもそも、この二系統の地図をお示しさせていただきまし

ただいておりますけれども、必ずしも近隣諸国だけが入っているわけではないんですね。この飛び地のように入っている国もあつて、一体これって

なぜ「こういうこと」になるんですかと外務省にも尋ねしたんですけど、なかなか明確な答弁がない

んですけれども、条約に加盟するのであれば、やはり我が国の国益、国民の権利というものをしっかりと守るという姿勢で、この国会に対してもきち  
んと御説明いただけるような外交をしていただきな  
ければ外務省はいけないというふうに思います

その観点で、ちよつとこの条約を少し離れさせ

ていただきたい、外務省のその外交について、我が国の主権と国益を守るという、そういう決意とそれだけの能力があるのかどうかということについて質問させていただきたいと思いますけれども。

先般の A P E C のときの 日中の首脳会談に先立つて公表された、いわゆる四項目のこのペーパーですが、資料の二がござります。一つ目の資料の二は日本語の外務省が出しているものでございまして、次の紙は私が少し加工したものでございまして、その次は、これは外務省からいただきましたけれども、中国語版でございます。更におめくりいただきと、外務省が出している英語版でございましたして、最後の資料の五は中国政府が出している英語版でございます。これも外務省からいただきました。

通常の日本語の能力と、あと英語の能力をお持ちの方が見ると、これどう見ても、両国の主張が言つていいことが食い違つていて、いうふうにしか解されないんですけども、そうではないのかということについて確認をさせていただきます。

通常の日本語の能力と、あと英語の能力をお持ちの方が見ると、これどう見ても、両国の主張が言つていて、これが食い違つていて、そういうふうにしか解されないんですけども、そうではないのか、ということについて確認をさせていただきます。

先般の質疑の中で岸田外務大臣は、この中国語の文面ですね、資料の三番になりますけれども、資料の三番の中国語の文面と資料の一の日本語の文面、すり合わせをしつかりとやりましたというふうにおつしやつておりました。ただ、一言一句についてではやつていなかのようなことはおつし

やつていたんですけども、まず確認でございますけれども、資料の三番ですね、これちょっとと読み方があれなんですけど、太い線で引かせていただいている、釣る魚の島と書いてチョウギヨトウというふうに読むそなんですが、日本語で、この釣魚島という文言が中国語の文書にこのままの表現で入るということは、当然、事前、そのすり合わせの段階で確認をされていたということでおよろしいですか。

○國務大臣（岸田文雄君）　今回の発表というものですが……

○小西洋之君　事実だけで結構です。

○國務大臣（岸田文雄君）　はい。

これは、それぞれ日中が今現在で一致している点についてまとめ、それぞれ日本語と中国語において発表したという性格のものです。中国側においては御指摘のような発表をされたと承知しております。

○小西洋之君　私もかつて霞が関で外交に携わつたことがありますけれども、外交というのはもう言葉が命でございますので、今大臣がおっしゃられた、両国間で一致した考え方ですね、考え方をまとめて、一致した考え方をどうそれぞれの言葉で記すか、もうそれが全てでございます。普通こういう文書を作るときは、日本語と中国語をそれぞれの政府が交換し合って確認するんです。かつて、英語についても確認するんです。日中平和条約の英語バージョンというのはこの世に一つしかありません。なぜ一つしかないかというと、日本と中国政府が確認した英語の言葉というのは、使いい方というのはもう一種類、一つしか存在し得ないからです。そういうことを全くしていないということです。

○國務大臣（岸田文雄君）　日中間で確認した文書という御指摘をいただきましたが、これは、日中間で話合いを行い、そして現状において日中間で一致できることについてまとめ、それを中国語そして日本語それぞれで発表したというものであります。

また、大臣は今、国際約束でもないし、法的拘束力もないからというようなことも前回の質疑を含めておっしゃっていましたけれども、そういう問題ではないんですね。我が国は、尖閣諸島は日本固有の領土であると、日中間に領土問題は存在しないというその主張の確たるものには、日本の中の様々な歴史文書ですか、そういうものを我々は提示しているんですね。それは国際約束でもないし、法的拘束力があるものではありません。ただし、日中間の間で、あるいはその日本と中国のそれとの歴史の中で間違いない歴史的な証拠物として示されたもの、それによって我々は尖閣の主権を主張しているんですね。ところが、新しいとんでもない歴史を領有権問題についてつくつてしまつたのではないかということでござります。じゃ、もう一つ、中国版の資料三でございますけれども、太線で主張といふところに、これ中国語で主張なんですけれども、これ日本語の場合は主張ではなくて見解というふうに書かれているところでございます。広辞苑、私の手元にございますけれども、日本語の主張は、自分の説を強く言いい張ること。まあ、領有権問題でしたら、我が方の領土であるということを強く言い張ることということなんでしょう。で、広辞苑で見解という意味は、物事に対する見方や考え方や意見。随分、全くニュアンスが違うわけでございますけれども。

見解ではなくて主張という文言を、中国語にも実は見解という今申し上げた日本語と全く同じ意味の言葉があるんですけれども、ここを見解といふ言葉じやなくて主張という言葉を使うことについても、事前のすり合わせで日本政府は確認したことでよろしいでしょうか。

○国務大臣（岸田文雄君） 日中双方の表現とも、尖閣諸島等東シナ海の海域において緊張状態が生じていることについて考え方方が異なる、こういった意味だと理解をしております。

先ほども説明させていただきましたが、この発表、これ、現在において日中間で一致できる点についてまとめ、それを日本語と中国語それぞれ発表したものです。文言を厳密な意味で一致させることまではしておりません。結果としまして、日中間で異なる文言が使われている箇所は存在いたします。

○小西洋之君 日中間で了解に達したそれぞれの考え方というものをそれぞれの言葉で発表するのに、相手がどういう言葉を使うかというのを確認しない、それは外交なんでしょうか。外交の役割は、我が国の国益を守り、究極は国民を守ることですけれども、それは外交の名に値するんでしょうか。

この資料の一一番最後の資料六を御覧いただけますでしょうか。

今からちょうど二年前でございます、二年前の党首討論において、民主党の野田総理と自民党的安倍総裁が討論をいたしました。安倍総裁の最後のお言葉でござります。どちらが政権を担うにふさわしいか、そしてこの外交の敗北、民主党の政権のことを外交の敗北とおっしゃっているんですけれども、外交の敗北に終止符を打つて、どちらの政党が、美しい海と日本の国土、領海、国民を守ることができるかどうか、それを決めていただこうではありませんか。

両国間が発表する文書、この文書については尖閣問題は議論していないというふうに、見解として含まれていないというふうにおっしゃってはいるんですけども、後からお示ししますけれども、中国は、間違いなくそれは自分の領土だというふうにこの文書をもつて言い始めているんです。

いずれにしても、中国が発表する文言、その主張という文言、そういうものを確認しないというのが我が国の美しい海と日本の国土、領海、国民を守る外交と言えるんでしょうか。大臣、お願ひいたします。

○国務大臣（岸田文雄君） 御指摘の発表ですが、

これは、日中関係の改善に向けて両国政府間で静かな話合いを続けてきた結果として、日中双方で意見の一一致を見た内容をそれぞれ日本語と中国語で発したものであります。そして、この発表で

すが、我が国の尖閣諸島に対する立場などには何ら変更がないということ、この点につきましても中国側に明確にさせていただいております。そういった上で発表された文言であると理解しております。

○小西洋之君 その後に英語バージョンを付けてあります、もうイエスかノーかだけで結構なんですが、中国が発表した資料、この英語バージョンですね、日本は資料四ですけど、これ、それぞれについて事前の確認すらしていないという理解でよろしいですね。イエスかノーかで。

○国務大臣（岸田文雄君） 今回の発表は、日中双方で意見の一致を見た内容を日本語とそして中国語で発表したものであります。英語につきましては、それぞれが仮に訳を付けたものであると理解しております。

○小西洋之君 恐るべき答弁をされましたけれども、世界最大の公用語である、また世界の外交の中での一番に使われている公用語である英語について、この日中それぞれの合意した見解をどう発表するか確認していないという恐るべき答弁をいたしました。

資料四と資料五のこの日中の英語、意味が全く違うんですね。どういうふうに違うか少し御説明させていただきたいと思ひますけれども、まず資料の二の日本語の方を御覧いただきたいんですけ

れいわん、資料一の日本語の、項目やことと二番で  
いわゆるまわらね。尖閣諸島など東シナ海の海域において近年緊張状態を生じてゐるところについて異なる見解を有してゐるのを認識しております。

私たちのこの委員会の質疑で明らかになっておりますけれども、日本政府、外務省の見解としては、いに書いてある異なる見解とは、東シナ海という海ですね、水だけです、東シナ海というその水の上で緊張状態が生じている、中国の公船が入ってきたりですが、そういうのだけを書いているのであって、この東シナ海の海域といふといふですね、このとのひととは、いわゆる尖閣諸島、陸地としての尖閣諸島として問題は含まれていません。だから、陸地としての尖閣諸島の問題も含まれていないし、全体の意味として尖閣諸島をめぐる領有権の問題は一切含まれていないといつやうにおっしゃっています。

資料四を御覧いただきたいんですけど、日本政府が発表している英語文で「もしますけれども、なるほど確かにねっしゃっていただいたように、線引いてこね」とあります。

「in the waters of the East China Sea, including those around the Senkaku Islands」いふやうに書いてありますし、あくまで東シナ海の海の問題を書いていたのかのよう

いりますが、資料五をおめくりしただけたいんだすけれども、下の方ですね、上線を引いてあるところ、いわゆる中国のものではない、「over the Diaoyu Islands and some waters in the East China Sea,」いふやうに書いております。英語を我々中学校でも頑張っていますので、このオーバーですね、まさに尖閣諸島そのものですよ。これ、海じやないんですね、尖閣諸島そのものをめぐる緊張関係といつやうに書いているんですね。プラス、アンド・サム・ウォーターズ、つまりほかの東シナ海の海がありますよといふやうに言っているんですね。もう全くこれ意味が異なっているわけではありません。

それで、もう皆様御案内のおおり、中国政府はこれを発表して、日本が初めて中国との間に尖閣諸島をめぐる領有権の問題があるといつやうと認めたらしくやうにおっしゃっています。

資料四を御覧いただきたいんですけど、日本

政府が発表している英語文で「もしますけれども、なるほど確かにねっしゃっていただいたように、線引いてこね」とあります。

ちなみに、この資料の五、中国の英語版なん

すけれども、何か非常に丁寧な前文がありまして、

この資料四と比較していくたら分かるんですけど、ページの半分に至るが「この前の」の前文が

あります。その前文の中に「ザ・ディアオ

・アイランズですね、尖閣諸島のことについて

は非常にセンシティビティーなもので、グレ

ートセンシティビティーな問題であるといつやうと

をわざわざ書かれてしまつてしまつてます。

これは非常にセンシティビティーなもので、グレ

ートセンシティビティーな問題であるといつやうと

をわざわざ書かれてしまつてしまつてます。

繰り返し岸田大臣に伺いますけれども、この安

倍内閣の外交は、安倍総理が勇ましくおっしゃってましたよな、我が国の美しい海と日本の国土、

領海、国民を守る、そういう外交であるんでしょ

うか。恐れ入りますが、私、こんな外交を今まで

一度も見たことがございません。

○国務大臣（岸田文雄君） 御指摘の尖閣諸島等

東シナ海の海域という部分につきましては、この

我が国の発表においてその意味するといふのは文言

上も明らかであり、海域にその島そのものは含まれないといつやうとあります。

それぞれ便宜上に行つた英訳、仮訳について

一々コメントするとは差し控えたいと存じます

が、我が国の立場は全くこの部分において触れられ

ておりません。我が国の立場は全く変わりないとつやうと、このことについては、この文言を作成

するまでに中国側との間においてしっかりと合

わせを行つてきたといつやうとあります。

○小西洋之君 両国間で意見の一一致を見た見解に

ついて、それぞれ日本が日本語、中国語の文書を

出しが、かつ、それぞれ英語の文書を出す、その内

容をあるいはその言葉の使い方を全く実質的に確

認していない、それはもう外交じゃないですよ、

「これは、

APECで、このままだと安倍総理が、日中首

脳会談も行わらず、また日米首脳会談も行わらず、日本韓も行わらず、何のために行くのか分からぬ、恥をさらすと。まさに自分のメンツを保つために

日本の国益、日本の領土、その領有権問題を中国にこれ大きくポイントを稼がせた。私もこれ、国会、國權の最高機關の場ですので、言葉は慎重に申し上げますけれども、大きく向こうにポイントを稼がせた、とんでもない歴史上の汚点である、本当に外交の失態だというふうに厳しく指弾をさせていただきます。

総選挙が、あしたにも解散が打たれるかもしないというようなことを言われておりますけれども、どちらの政党が本当に国益と国民を守れる政党なのか、しっかりと国民の皆様に見届けていただきたいと思います。うなずかれました。こんな外交敗北はないですよ。

もう一つ、この安倍政治の外交の根本に関わる問題について質問をさせていただきます。今は、外交の能力があるのか、主権を守る能力があるのかということです。もう一つは、更にその前提である立憲主義や法の支配を守れるかといふことです。七月一日の解釈改憲問題について伺わせていただきます。

横畠内閣法制局長官にお越しいただいておりま

す。長官、長官は前回、何と十回連続、私の重ねて聞いた質問の答弁を拒否されました。委員長から明瞭に答えるようにという指示も受けたのに、またそれを拒否されました。質問 자체は極めて簡単な質問でござります。

七月一日の閣議決定の新三要件のその第一要件、国民の生命などが根底から覆される、この言葉は、意味として、平成十六年の、これまでの九条の政府解釈、国民の生命や身体が危険にさらされる、国民の生命等が根底から覆されるという言葉の意味は、国民の生命や身体が危険にさらされるという言葉の意味と同じですか、違うんであれば、具体的にどういう意味において違うんですかというのを私は十回重ねました。法制局長官は、そのたびに全く関係ないことを言つて答弁をはぐらかせました。

資料の一がござりますね、資料の一、このベン図を描いた方の別の資料の一でございますけれども、両大臣、さきの委員会からずっと同席いただいていますので御説明の必要はないと思いますけれども、資料の一、これの一番上ですね。

両大臣にまとめて伺わせていただきますけれども、真ん中の（3）ですね、七月閣議決定の新三要件の言葉です、「国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される」、その下にある（2）、平成十六年の「これは安倍内閣も踏襲する」と言つて、政府解釈でしたけれども、「国民の生命や身体が危険にさらされる」、これ言葉の意味として同じですか。これは憲法九条の下で我が国が武力行使が許容される、その理由根拠を日本語として書き表したものなんですね、理由根拠。

その理由根拠として意味は全く同じですか。ずれ

と権利を守る、その憲法、それを守るのが法の支配の番人の法制局長官の役割なんですよ。そのためにならぬことは国民の血税からお給料をいただいているんですよ。ところが、その血税のお給料で安倍総理の顧問弁護士をやつてどうするんですか。

そうした問題について厳しくこれから追及をさせていただきたいと思います。

ただ、ちょっと時間が押してきましたので、両大臣にお越しいただいています、両大臣に伺わせていただきます。

資料の一がござりますね、資料の一、このベン図を描いた方の別の資料の一でございますけれども、両大臣、さきの委員会からずっと同席いただいていますので御説明の必要はないと思いますけれども、資料の一、これの一番上ですね。

両大臣にまとめて伺わせていただきますけれども、真ん中の（3）ですね、七月閣議決定の新三要件の言葉です、「国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される」、その下にある

（2）、平成十六年の「これは安倍内閣も踏襲する」と言つて、政府解釈でしたけれども、「国民の生命や身体が危険にさらされる」、これ言葉の意味として同じですか。これは憲法九条の下で我が国が武力行使が許容される、その理由根拠を日本語として書き表したものなんですね、理由根拠。

があるんでしたら、具体的にそのずれを説明してください。じゃ、岸田大臣から、次、江渡大臣、順番でお願いいたします。

○委員長（片山さつき君） 岸田外務大臣、時間が迫っておりますので、端的にお願いします。

○国務大臣（岸田文雄君） 資料のこの真ん中の部分の……

○小西洋之君 （3）と（2）の間の部分です。

○国務大臣（岸田文雄君） （3）、この部分だけ捉えて同じか同じじゃないか答えるということでしょうか。

これは、要は今回の閣議決定とそれから平成十六年の答弁書の比較であります、この七月一日の閣議決定においては、この新三要件に該当することによって我が国の武力行使が認められる、こういった内容を憲法の当てはめという形で示した、そういう内容でありますので、この部分だけ捉えて同一かどうかということについては今たちまちお答えすることができません。

○国務大臣（江渡聰徳君） お答えしたいと思います。

今、岸田大臣からもお話をありましたとおり、あくまでも、この七月一日の閣議決定の新三要件というのは、今までの考え方を踏襲して、その中においての考え方から導き出されたものであろうというふうに私は思っております。

○小西洋之君 では、安保法制担当の江渡大臣に伺わせていただきます。  
おつしやるとおり、安倍内閣は今までの基本的な論理を踏襲したと言っています。じゃ、今までの基本的な論理を踏襲したのであれば、七月一日以前の論理においては国民の生命や身体が危険にさらされる場合以外に武力行使はできなかつたんです。その考え方を引き継いで、同じ言葉ですね、国民の生命等が根底から覆されると、これは昭和四十七年、平成十六年と同じ意味なんです、使つたというふうに言つているんですね。

そうすると、今、この二つの言葉ですね、七月一日の国民の生命等が根底から覆されると、平成十六年の国民の生命や身体が危険にさらされる、これは武力行使を許容する理由根拠という意味においてずれがあるんですか、全く同じですか。イエスかノーかでお答えください。

○委員長（片山さつき君） 江渡防衛大臣、お時間過ぎてますので、簡潔にお願いします。

○国務大臣（江渡聰徳君） 先ほどもお話をさせていただいたように、昭和四十七年の考え方を基本的な考え方として、そのことから導き出されたのがこの七月一日の新三要件の決定であります。

○委員長（片山さつき君） おまとめください。  
○小西洋之君 これはもうまともな法治国家ではない。こういう安倍内閣を国民のために我々民主党は存亡を懸けて打倒することをお誓いして、質疑終了とさせていただきます。

○委員長（片山さつき君） 「」の際、委員の異動について御報告いたします。

本日、松山政司君が委員を辞任され、その補欠として堀内恒夫君が選任されました。

○新妻秀規君 まず、内閣官房にお尋ねをします。国のCSCについての認識についての問題です。本年六月の十二日に開催されました原子力損害賠償制度の見直しに関する副大臣等の会議におきまして、座長を務めた世耕内閣官房副長官より、